

# 公益社団法人木更津法人会 常勤役員規程

## (目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人木更津法人会（以下「本会」という。）の常勤役員（専務理事等）の就業について必要な事項を定め、会務の円滑な運営と業務体制の確立を図ることを目的とする。

## (常勤役員の定義)

第 2 条 本規程の常勤役員とは、役員報酬規程第 2 条に定める、役員のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。

## (サービスの原則)

第 3 条 職員就業規則第 3 条に準ずるものとする。

## (禁止事項)

第 4 条 職員就業規則第 4 条に準ずるものとする。

## (勤務時間及び休憩時間)

第 5 条 職員就業規則第 8 条に準ずるものとする。

## (休日)

第 6 条 職員就業規則第 9 条に準ずるものとする。

## (年次有給休暇)

第 7 条 職員就業規則第 11 条に準ずるものとする。

## (特別休暇)

第 8 条 職員就業規則第 12 条に準ずるものとする。

## (健康診断)

第 9 条 職員就業規則第 33 条に準ずるものとする。

(伝染病の届出等)

第10条 職員就業規則第34条に準ずるものとする。

(火災予防等)

第11条 職員就業規則第35条に準ずるものとする。

(報酬等)

第12条 常勤役員の報酬については、役員報酬等規程による。

2 報酬の支給方法・支給日は、職員給与規程第3条に準ずるものとする。

(改 廃)

第13条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

## 附 則

この規程は、令和2年9月17日の理事会で承認され  
令和3年4月1日から施行する。